

令和3年 第5回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年4月22日（木）13:30

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

（田中委員、新田委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第29号 教育委員会事務局組織規則及び琴浦町進学奨励金給付規則の一部改正について

議案第30号 琴浦町社会教育委員会委員の委嘱について

議案第31号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

議案第32号 琴浦町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の廃止について

議案第33号 琴浦町スポーツ推進委員の任命について

6 報告事項

専決処分（琴浦町職員の人事異動について）

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

7 その他

コミュニティ・スクール推進について

8 閉 会

次回定例会：令和3年5月 日（ ） 時 分～

議案第 29 号

琴浦町教育委員会事務局組織規則及び琴浦町進学奨励金給付規則
の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町教育委員会事務局組織規則及び琴浦町進学奨励金給付規則を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 4 月 22 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町教育委員会事務局組織規則及び琴浦町進学奨励金給付規則の一部を改正する規則

(琴浦町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 琴浦町教育委員会事務局組織規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
課	係	事務分掌	課	係	事務分掌
略			略		
人権・同和教育課	略		人権・同和教育係	略	
	人権・同和教育係	1 略 2 <u>人権尊重の社会づくり</u> 条例に関すること。		人権・同和教育係	1 略 2 <u>あらゆる差別をなくする</u> 条例に関すること。
		3～6 略			3～6 略

(琴浦町進学奨励金給付規則の一部改正)

第2条 琴浦町進学奨励金給付規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、町内に住所を有する者の子で経済的理由により修学が困難な者に琴浦町進学奨励金(以下「奨励金」という。)を給付することにより修学の途を開くとともに、社会に有用で、かつ、ふるさとを愛し、地域とのつながりを大切にし、将来にわたり琴浦町へ貢献しうる人材を育み、もって地方創生の推進に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)の理念にのっとり</u>、町内に住所を有する者の子で経済的理由により修学が困難な者に琴浦町進学奨励金(以下「奨励金」という。)を給付することにより修学の途を開くとともに、社会に有用で、かつ、ふるさとを愛し、地域とのつながりを大切にし、将来にわたり琴浦町へ貢献しうる人材を育み、もって地方創生の推進に資することを目的とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第30号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成16年条例第97号）第2条第2項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和3年4月22日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

1 社会教育委員の氏名等

	氏名	住所	生年	備考
1	山本 稔	琴浦町大字赤碕 1922 番地 1	昭和 39 年	琴浦町校長会
2	西本 博志	琴浦町大字保 91 番地 1	昭和 29 年	文化活動

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日

議案第 31 号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項並びに琴浦町公民館条例（平成 17 年条例第 28 号）第 6 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 4 月 22 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

浦安地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
山田正裕	琴浦町逢束 637 番地	昭和 39 年	浦安小学校 PTA 会長

八橋地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
秋田博文	湯梨浜町別所 109 番地	昭和 38 年	八橋小学校長
鍛川智恵	琴浦町八橋 278 番地	昭和 55 年	八橋小学校 PTA 会長

議案第 3 2 号

琴浦町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の廃止について

琴浦町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 4 月 2 2 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町告示第 号

琴浦町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱を廃止する告示

琴浦町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱(平成16年琴浦町教育委員会告示第1号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年4月22日から施行する。

議案第 33 号

琴浦町スポーツ推進委員の任命について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項並びに琴浦町スポーツ推進委員に関する規則（平成 16 年教育委員会規則第 30 号）第 3 条及び第 4 条の規則により、次の者を委員に任命したいので、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 4 月 22 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

1 スポーツ推進委員の氏名等

	氏 名	住 所	地区	備考
1	キラंगा 典子	琴浦町大字赤碕1429番地2	赤碕	

2 任 期 令和3年5月1日～令和5年3月31日

報告第1号

専決処分（琴浦町職員の異動について）

琴浦町職員の人事異動について、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分としたので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和3年4月22日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

報告第2号

専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

琴浦町会計年度任用職員の任用について、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分としたので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和3年4月22日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治